

# 令和7・8年度 智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請手続きについて （建設工事）

令和7・8年度智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付を行います。  
智頭町の建設工事の入札に参加を希望する者は、以下により申請書を作成し提出してください。

## 1 受付期間等

### 【受付期間】

#### ① 定期受付期間

令和7年1月6日から令和7年1月31日まで（必着）

※ 定期受付期間内に受理したものについては、令和7年4月1日より有効となります。

#### ② 随時受付期間

定期受付終了後随時受付可

※この場合において、資格の有効期限の始期が令和7年4月1日とならないことがあるので  
注意してください。

【受付方法】原則として、郵送又は持参とする。

《郵送又は持参の場合の提出場所》

智頭町地域整備課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1（智頭町役場2階）

【提出部数】 1部

※受付票の返信を希望する場合は、返信用葉書または返信用封筒（切手貼付）を同封のこと

## 2 申請書等の入手方法

令和7・8年度智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）  
の様式は智頭町のホームページからダウンロードしてください。

<https://www1.town.chizu.tottori.jp/1/>

（智頭町HPで「地域整備課 入札参加資格」と検索してください。）

## 3 提出書類

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 入札参加資格希望票（様式第2号）
- (3) 工事経歴書（様式第3号）※
- (4) 職員調書（技術職員）（様式第4号）※
- (5) 職員調書（その他の職員）（様式第5号）※
- (6) 営業所一覧表（様式第6号）※
- (7) 使用印鑑届【原本】※
- (8) 印鑑登録証明書【写し可】

(9) 納税証明書（国税）【写し可】

※消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書

◆ 法人：「その3の3」

◆ 個人：「その3の2」

(10) 納税証明書（県税）【写し可】※

※鳥取県内に営業所または事業所を有する者のみ

(11) 納税証明書（町税）【写し可】※

※智頭町内に営業所または事業所を有する者のみ

◆ 法人：「法人市町村民税」

◆ 個人：「個人町県民税」

(12) 商業登記簿の謄本【写し可】

(13) 労働保険料納付証明書【写し可】※

(14) 建設業許可証明書又は許可確認書の写し

(15) 経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書の写し

(16) 健康保険等の加入状況が確認出来る書類※

(17) 委任状※（支店等に委任する場合のみ）

※印のついている書類は提出不要のものもあるので注意すること。（4を参照）

#### 4 記入方法

各様式への記入に当たっては、5の申請に係る注意事項に留意し、次により明瞭に記載すること。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第1号）

ア 「受付番号」は記入しないこと。

イ 「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。

ウ 「印」は、代表者印を押印すること。

(2) 入札参加資格希望票（様式第2号）

ア 希望工種は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）—中区分—小区分から構成されている。

イ 「経審申請」については、希望工種ごとの大区分に係る建設業許可を受け、かつ、経営規模等評価を申請している場合に○印を記載する。

ウ 「完成工事高」の欄については、審査基準日前1年間の完成工事高について、希望工種ごとの額を記載すること。（経営事項審査の完成工事高（2年平均・3年平均）を記載しないこと。）

カ 「希望欄」については、入札参加を希望する工種のうち、「経審申請」欄に○印の記載があり、当該工種に係る資格を希望する場合に○印を記載すること。

(注) (1)・(2)に記載した事項に変更が生じた場合は、様式第14号及び変更を証する書類を添付の上、速やか（事実の発生したときから2週間以内）に提出すること。

(3) 工事経歴書（様式第3号）※

※希望工種について、直前審査に係る審査基準前1年間に同種工事の施工実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に施工実績がある場合のみ提出のこと。

(4) 職員調書（技術職員）（様式第4号）

（注1）町内業者については、全員の資格者証等の写しを提出してください。（実務経験者含む）

（町外業者については、資格者証等の写しの提出は必要ありません。）

（注2）鳥取県外に主たる事業所（営業所）を有する建設業者の場合は不要。

(5) 職員調書（その他の職員）（様式第5号）

（注1）この調書に記載した職員に変更（退職、資格の変更（追加））が生じた場合は、様式第15号により、変更を速やか（事実の発生したときから2週間以内）に届け出ること。ただし、採用にあつては、採用後3ヶ月経過後、2週間以内に届け出ること。

【提出部数】1部（控えが必要な場合は2部提出のこと）

（注2）鳥取県外に主たる事業所（営業所）を有する建設業者の場合は不要。

(6) 営業所一覧（様式第6号）※

※支店等に委任する場合のみ提出のこと。

(7) 使用印鑑届（原本）※

※見積、入札、契約等の手続きに実印以外の印を使用する場合のみ提出のこと。

(8) 印鑑登録証明書（写し可）

(9) 納税証明書（国税）

ア 申請前3ヶ月以内に発行されたものを提出のこと。（写し可）

イ 様式は税務署発行のもの（その3-2（個人）、その3-3（法人））とする。

（電子納税証明書の写しでは不可としますので、ご注意ください。）

ウ 証明を受ける税目は、「消費税及び地方消費税」「法人税又は所得税」とする。

（注）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない。）ので注意すること。

(10) 納税証明書（県税）※

ア 鳥取県内に営業所または事業所を有する者のみ提出のこと。

イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものを提出のこと。（写し可）

ウ 様式は県税事務所発行のものとする。

エ 証明を受ける税目は、個人県民税を除く全税目とする。

（注）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない。）ので注意すること。

(11)納税証明書（町税）※

ア 智頭町内に営業所または事業所を有する者のみ提出のこと。

イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものを提出のこと。（写し可）

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない。）ので注意すること。

◆ 法人：「法人市町村民税」

◆ 個人：「個人町県民税」

（注）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

(12)商業登記簿の謄本（写し可）

◆ 法人：登記簿謄本（全部事項証明書）の履歴事項証明書又は現在事項証明書

◆ 個人：身分証明書、住民票の抄本及び登記されていないことの証明書（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明）

(13)労働保険料納付証明書（鳥取労働局）※

ア 鳥取県内に本店を有する建設業者のみ提出のこと。（写し可）

イ 入札参加資格申請を行う月又は前月に交付されたものに限る。

ウ 様式は鳥取労働局発行のものとする。（発行手数料なし）

【県内業者の証明依頼先】

鳥取労働局 労働保険徴収室 適用係

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

《連絡先》

電話：0857-29-1702 ファクシミリ：0857-22-3663

（注）納付すべき保険料額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない。）ので注意すること。

(14) 建設業許可通知書の写し

許可通知書が複数ある場合は、すべての写しを提出すること。

（注）廃業している建設業の種類がある場合は、該当箇所に二重取消線を引くこと。

(15) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

ア 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書が本申請提出時に間に合わない場合は、経営事項審査の申請書に受付印が押印されたものの写しを提出してください。（この場合、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを後日提出してください。）

イ 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日（合併等の場合は、令和6年12月31日）までの審査基準日であること。

(16) 健康保険等の加入状況が確認出来る書類※

- ア 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「健康保険等」という。）の加入状況が証明できるものを提出してください。（下記参照）
- イ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを提出し、「その他の審査項目（社会性等）」で全ての社会保険等の加入について、「有」又は「適応除外」となっている場合は提出不要です。
- ウ 経営事項審査の申請書に受付印が押印されたものの写しを提出された方は、社会保険等の加入状況が確認出来る書類の提出をお願いします。

注）社会保険未加入の場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない）ので、注意すること。

[健康保険及び厚生年金について]

健康保険（全国健康保険協会）及び厚生年金保険、双方とも年金事務所で加入の場合	(A) 保険料の支払いが確認できる領収書等の写し [窓口納付の場合] 領収日付がある領収書の写し [口座振替の場合] 保険料納入告知額・領収済額通知書の写し (B) 厚生労働省が発行する社会保険料納入証明書の原本又は年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書の原本 (C) 「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し
大手企業等の健康保険組合に加入の場合	健康保険組合の加入証明書の原本及び年金事務所発行の保険料領収書等の写し
建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合	(A) 年金事務所発行の健康保険被保険者適用除外承認書の写し及び保険料の領収書の写し (B) 建設業に係る国民健康保険組合が発行した加入証明書の原本及び年金事務所発行の保険料領収書の写し (C) 建設業に係る国民健康保険組合の保険料の領収書の写し及び年金事務所発行の保険料領収書の写し

[雇用保険について]

自社で申告納付の場合	「労働保険概算・確定保険料申告書」（受付印があるもの）の写し及び領収済通知書の写し（領収日付印があるもの）
口座振替を利用している場合	「労働保険概算・確定保険料申告書」（受付印があるもの）の写し及び労働保険料振替納付のお知らせ（はがき）の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の雇用保険の領収書の写し又は雇用保険料納入済証明書の原本（労働保険番号の記入がない場合は、番号が分かるものを添付する。）
その他	労働局が発行している労働保険料納付証明書の原本

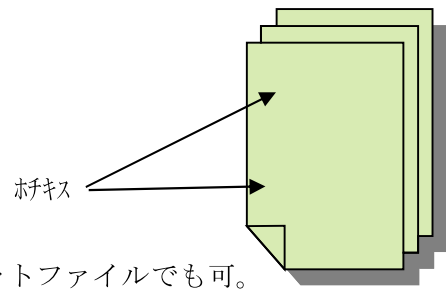
(17) 委任状※

※支店等に委任する場合のみ提出のこと。

## 5 申請に係る注意事項

- (1) 鉛筆での記入は不可とする。
- (2) パソコン等で入力し印刷したものでもよい。
- (3) 各書類に記載しきれない場合は、別葉とすること。
- (4) 原則、申請書はA4縦綴じホチキス留めとすること。

ただし、ホチキス留めが難しい場合は、紐綴じ、フラットファイルでも可。



## 6 入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

## 7 問い合わせ先

智頭町地域整備課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1 (智頭町役場2階)

TEL: 0858-75-4113 FAX: 0858-75-4124

kensetsu@town.chizu.tottori.jp

(注) 問い合わせは、極力ファクシミリ又はメールによりお願いします。

問い合わせ内容に不明な点がある場合は、担当より連絡させていただきます。

## 8 その他

○提出していただいた申請内容について、一部公開することがありますので、あらかじめご了承下さい。

○様式第1・2・4・5号の記載事項に変更が生じた場合の様式第14・15号様式等の提出先  
智頭町地域整備課 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1